

コンプライアンス推進の取り組み状況について

1. 島根原子力発電所点検不備に対する取り組み状況について

(1) 再発防止対策の平成 22 年度実施状況と有効性の評価

再発防止対策の各施策について、2 月に開催した原子力安全文化有識者会議の議論も踏まえ、3 月の経営会議で有効に機能しているとの評価結果を確認した。主な再発防止対策の実施概要と有効性評価の内容は次のとおり。

なお、施策全体の実施状況は別紙のとおり。

不適合管理プロセスの改善

(実施概要)

- ・全ての不具合情報について検討し処置を決定する仕組みに変更するとともに、発電所員に不適合管理の必要性や基準について教育を実施。
- ・H22/8～H23/3 における不適合判定検討会の取扱件数は、1,939 件(前年度合計 122 件)、このうち不適合と判定した件数は 845 件。
- ・不適合と判定した事象全てを半月毎に当社ホームページで公開。

(評価)

- ・あらゆる不具合情報が幅広く不適合判定検討会に報告されるとともに、不適合判定検討会における判断について定期的にレビューがなされるなど不適合管理プロセスの改善は有効に機能している。

原子力部門の業務運営の仕組み強化

(実施概要)

- ・規制要求等の状況変化に速やかに対応し、適切にマネジメントできる仕組みを強化するため、原子力部門戦略会議(原子力部門における重要課題の統括・計画策定等)および原子力安全情報検討会(規制当局からの要求事項等に対し本社・発電所が連携して対応を検討)を設置。
- ・発電所の統括機能を強化し責任体制を明確にするため、それぞれの関係課を統括のうえ、平成 22 年 9 月に品質保証部・保修部、平成 23 年 3 月に技術部・発電部を新設し、部長を設置。

(評価)

- ・原子力部門戦略会議での審議により、部門内の重要課題に対応する各ワーキンググループが設置されるとともに、原子力安全情報検討会において、規制当局からの要求事項等に本社・発電所が連携して対応できているなど、原子力部門内のマネジメントを強化する仕組みが有効に機能している。
- ・部長設置については、手順書により責任と権限が明確にされるとともに、必要な権限が発電所長から部長に委譲されるなど、有効に機能強化が図られている。

原子力安全文化醸成活動の推進

(実施概要)

- ・原子力強化プロジェクトを設置し、「報告する文化」や「常に問いかける姿勢」の浸透を中心とした話し合い研修、経営層との意見交換、地元との対話活動充実など各種の原子力安全文化醸成活動を推進。
- ・原子力安全文化有識者会議を設置し、第三者の視点から原子力強化プロジェクトの検討事項や再発防止対策に対する意見・提言をいただき、その後の活動に反映。

(評価)

- ・原子力安全文化アンケートの結果、大半の発電所員に意識・行動の変化があらわれているなど、全般的に各施策は有効に機能している。なお、「前例踏襲的業務処理」「本社・経営層とのコミュニケーション」については、より一層の改善に向けた対応が必要である。

(2) 平成23年度における再発防止対策の取り組み

不適合管理プロセスの改善

見直しした不適合管理の仕組みの定着化を図るとともに、報告件数の増加を踏まえ、効率的な不適合管理の方法を検討していく。

原子力部門の業務運営の仕組み強化

原子力部門戦略会議・原子力安全情報検討会など強化した仕組みの定着化を図る。

原子力安全文化醸成活動の推進

平成22年度施策をベースに、次のような工夫を加えた取り組みを継続実施する。

- ・業務プロセスの改善を着実に進めていくとともに、「前例踏襲的業務処理」をテーマとする話し合い研修を行い、より一層の意識啓発を図る。
- ・役員との意見交換を継続して実施するとともに、社員から出された意見へのフィードバックの迅速化を図る。
- ・地元対話活動に自発的に取り組む姿勢を継続的に醸成するとともに、協力会社と一体となった施策を推進する。

(3) 原子力安全文化醸成活動の推進に係る平成23年度の実施状況

話し合い研修(4～5月)

島根原子力発電所において第1回目の話し合い研修を行い、ルールや周りの状況を理解せずに前例どおり行っている業務はないか、ルール等が実態と合わず判断に迷うものはないかなどを話し合うとともに、昨年度策定したグループと個人の行動基準を振り返り、新たな行動基準を策定。

原子力安全文化の日（6月3日）の取り組み

・点検不備の風化防止と当社の決意を示す「誓いのモニュメント」および「風化防止展示コーナー」を島根原子力館に設置。社長，関係役員，原子力発電所・協力会社社員が参加して，モニュメントの除幕，スローガン・グループ行動基準の発表等を島根原子力発電所において実施。

・全社に対しては，「地域・社会からの信頼あってこそその原子力発電所という原点に立ち返り，グループの役員・社員ならびに協力会社の皆さんと原子力安全文化の大切さを共有し，自らあるいは相互に確認していこう」という社長メッセージを発信するとともに，各職場において，点検不備問題から得られた教訓の自職場への反映について所属長から説明し，意識共有を推進。

島根原子力発電所点検不備に係る再発防止対策の主な取り組み状況（平成22年度）

直接的な原因に対する再発防止対策

点検計画表不備への対応

点検計画表の修正（H22年6月未完了）

業務手順の改善・明確化，手順書の見直し

直接原因に係る再発防止対策（H22年7月未完了）

点検計画の作成・変更，工事仕様書の作成手順の見直し等，点検不備に至った業務手順の改善・明確化を実施。

その他の取り組み

点検計画表の継続的見直し

・内容が複雑であった従来のフォーマットを活用しやすいものに見直し。

保守管理活動全体を管理する「統合型保全システム(EAM)」の活用

・開発中のEAMを一部運用開始（不適合・是正処置管理，懸案事項管理他）〔H22.9.1〕

〔今後の取り組み〕

- ・点検計画表データをEAMの保守管理データとして整備。
- ・業務プロセス改善活動の中で検討した結果をEAMへ反映。
- ・2号機次回定期点検時の試験運用を検討。

点検時期を超過していた機器の健全性評価

2号機162機器の全てについて健全性の確認を終了（H22.7.27）

1号機349機器の全てについて健全性の確認を終了（H23.1.6）

根本的な原因に対する再発防止対策

根本的な原因

不適合管理

不適合管理を適切，確実に行うための仕組みが不足していた。

マネジメント

規制要求事項の変更に速やかに対応してマネジメントできる仕組みが十分でなく適切な対応ができなかった。

組織・風土

「報告する文化」「常に問いかける姿勢」が組織として不足していた。

原子力品質マネジメントシステムの充実

不適合管理プロセスの改善

不適合管理が適切に行われ，不適合の判断が限られた箇所で決定されること等がないよう，不適合管理プロセスを改善する。

- 不適合管理を専任で行う担当を設置（H22.6.29）
 <活動状況> ・発電所員に対し，不適合管理の必要性や基準についての教育を実施（H22.7.29～8.2）
 ・品質保証講演会（H22.9.16），不適合判定検討会委員への専門教育（H22.10.14）
- すべての不具合情報について検討し処置を決定する「不適合判定検討会」の運用を開始（H22.8.1）
 <活動状況> 不適合と判定した事象全てを半月毎に当社ホームページ上で公開（H22.9.7開始）

原子力部門の業務運営の仕組み強化（保守管理体制・品質保証体制の再構築）

規制要求の変化に速やかに対応し，適切にマネジメントできる仕組みを強化する。

- 原子力部門の重要課題を統括する「原子力部門戦略会議」を設置（H22.7.27）
 <活動状況> 第1回開催（H22.7.27）～第20回開催（H23.3.30）
- 本社，発電所からなる「原子力安全情報検討会」を設置（H22.7.30）
 <活動状況> 第1回開催（H22.8.13）～第14回開催（H23.3.31）
- 発電所の統括機能を強化し，責任体制を明確化するため，品質保証部・保守部を設置（H22.9.7），技術部・発電部を設置（H23.3.1）

原子力安全文化醸成活動の推進

経営における原子力の重要性や地域社会の視点からの安全文化の大切さを全社（関係会社・協力会社を含む）で醸成する活動を推進する。

- 社長直属の組織として「原子力強化プロジェクト」を設置（H22.6.29）
 <活動状況> ・職場話し合い研修を実施（第1回H22.7.23～9.3 第2回H22.10.1～12.14 第3回H22.12.20～H23.2.10）
 第1回話し合い研修後にグループの行動基準を策定，第3回後に個人の行動基準を策定。
 ・経営層・所長と発電所員との意見交換会⁽¹⁾を実施（H22.8.23,8.27,9.3,10.19,12.3,12.8,H23.2.14,3.23）
 （ ）交換会で提案された意見は，組織として対応を検討し，検討結果を提案者へフィードバック
 ・原子力安全文化醸成研修会の開催（H22.8.2,12.3,12.8）
 ・再発防止対策実施状況・スローガンの掲示（H22.7.29～）
 ・発電所運営関係者へも安全文化醸成の浸透を図るため，関係・協力会社と意見交換（H22.11.29～12.16）
 ・原子力部門関係者の情報交換の場となる社内SNSの運用開始。（H22.12.24～）
- 社外有識者を中心に構成する「原子力安全文化有識者会議」を設置
 <活動状況> 第1回（H22.8.1），第2回（H22.9.12），第3回（H22.12.2），第4回（H23.2.27）
- 地元の方々との対話活動の充実
 <活動状況> 技術系社員による見学会対応（H22.7.8～），地元定例訪問への参加（H22.7.12～），広報チラシの街頭配布（H22.8.25,26），鹿島町・島根町・橋北地区にお住まいの方への全戸訪問（H22.8.30～9.17），地元意見の職場内共有（H22.9.21～）
 原子力の重要性や安全文化の大切さを全社で確認する「原子力安全文化の日」の制定（H22.6.3）
 役員が全事業所64か所を訪問（H22.8.23～11.29）
 コンプライアンス強調月間行事として，全社で点検不備に対するお客さま意見等を踏まえた話し合い研修を実施（H22.11～H23.1）

2. コンプライアンス推進施策の主な実施内容について

(1) 全社の取り組み

平成23年度全社コンプライアンス推進計画の策定(3月)

前回委員会での議論も踏まえ、「過去の教訓の風化防止とコンプライアンス意識のより一層の浸透を図りつつ、責任ある業務遂行と業務品質の向上を重点課題として進めていく」との方針のもと、具体策を詰め、3月末に全社計画を策定。

- ・ 各事業本部も、全社計画および3月中旬に開催したコンプライアンス教育担当者連絡会で確認した全社共通の課題認識、情報共有した各部門の独自施策を踏まえ、それぞれの状況・ニーズに応じた計画を策定。
- ・ 全社計画のうち、コンプライアンス選択研修については、継続利用を念頭に昨年導入したeラーニングなど、引き続き活用できる教材により、各職場が状況・ニーズに応じて研修を開始。新たな教材についても、引き続き検討する。

昨年のルールの適切性確認で提起された課題の検討

ルール全体の課題を把握し改善策を検討するという観点から、各主管箇所が提起された課題への対応の方向性を検討し、全社に公開(4月)。今後、その方向性に対する各事業所からの再度の意見等も踏まえ、具体的な検討を進めていく。

(2) 事業本部における平成23年度の主な取り組み

【販売事業本部】

要則およびマニュアル類、チェックリストの見直し等(営業)

ルールの理解促進および適正な業務処理の徹底につなげるため、営業関係要則へのルールの背景・本質の記載やマニュアル類の点検・見直し、チェックリストの絞込み等を検討する。

業務に係る準則類を容易に把握するための体系整理等(配電)

これまで、継続的なマニュアルの見直しとして、要則への関係法令の織り込みや監査・考査指摘事項、要則の改正履歴等を記載した「要則の解説」の作成などの要則整備を実施してきたが、業務品質の確保に向けて、担当業務に関連する準則類を容易に把握・確認できるよう、今年度は準則類の体系整理や業務と準則類との関連表作成等に取り組む。

〔企業倫理委員会意見を踏まえた不適切な慣行のチェック〕

販売事業本部(配電)内の事業所経験が豊富な副長21名において、「事業所独自の不適切な慣行はないか」について意見交換を実施。不適切と思われる慣行は確認されなかったものの、今後の本社スタッフによる事業所巡回に際しては、不適切な慣行ではないかとの気付きがあった場合、関係要則等をよく調べるとともに必要により上長に相談するようさらに徹底を図っていく。

【電源事業本部】

業務実態に照らした基準・マニュアル等の積極的な見直し（火力）

昨年の三隅事案を踏まえ、点検時の各作業における操作確認を確実に実施するため、機器の操作内容を管理する「作業票」の様式および運用ルールについて、現場の実態を勘案しながら見直しを行う。

また、昨年の下関事案を踏まえ、図面管理方法の見直しを行い、図面の作成・変更手順や原図保管方法等を部門内で統一する。

【流通事業本部】

準則・指針・マニュアル類等のたな卸し活動

本社が定める準則・マニュアル類等や事業所が独自に作成している取り決め等が混在している実態を踏まえ、本社・事業所が協力し、ルールの背景・本質への理解を深めながら、ルールのたな卸し活動を実施する。

具体的には、各事業所において独自ルールの実態把握とその有効性の評価、準則類への織り込みについての本社への提言等を行うとともに、本社・事業所協同でWGを立ち上げ、各要則に結び付く共通的な要領類の整理・統合、過去の質問票等の再分析と準則類への織り込み等について、検討を行っていく。

以 上